

## 令和5年度土木関係設計単価改定（令和6年3月1日適用）に伴う 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（概要）

### 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第2項に定める工事の受注者は、「建設工事請負契約約款」（昭和39年8月7日山形県告示第707号）第64条の規定により請負代金額の変更協議を行うことができる。

### 2 具体的な取扱い

- (1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更する。

※ 変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格

$k$ ：当初契約の落札率

- (2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、令和6年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「建設工事請負契約約款第26条6項の運用について」1.から8.まで（4.(3)を除く。）※の規定を準用する。

※掲載ホームページ

（ホーム > くらし・環境 > 社会基盤 > 建設業 > 建設工事技術関連情報）

<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kurashi/kendo/kensetsugyou/kk/index.htm>